

移動等円滑化取組計画書

令和元年12月16日

この計画書は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき策定されています。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・車両等の整備に関する事項

当社が保有する乗合バス車両においては、2018年度時点のノンステップバス導入率は22%にとどまっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2021年度までに導入率を30%まで乗合バス車両をノンステップバスに置き換える。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを14台導入する。(2019～2021年度)

② 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス乗り方教室・意見交換会	路線バス運行圏内の地区の方（高齢者を中心）を対象にバスの乗り方教室を岡山運輸支局と共に開催している。また、障がい者協会の方々とバス乗り方及びバスの特性（車種）などについて意見交換を行っています。

③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
デジタル行先表示器	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル行先表示器（前、横、後）を視認性に優れているホワイトLED行先表示器を車両更新に導入を行う。 ・バスの車種（ノン、ワン、2ステップ車）について、車外放送で乗車時にお知らせを行っている。（2018年度）

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務担当社員の技術向上	新入乗務担当社員を対象に、高齢者、障がい者の乗降支援に関する教育（車いす乗降及び固定方法）及び筆談具によるコミュニケーションの教育の実施。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・バス停のバリアフリー化（岡山市） 中区役所下り（2018年度）、後楽園前上り（2019年度）、岡山駅前下り（2020年度） ・病院敷地内への乗り入れ 健康づくり財団病院（2003年度）、大学病院（2012年度）、労災病院（2015年度） 日赤病院（2015年度）

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--